（指定区域台帳）

第十二条の三十四　（略）

2　（略）

3　第一項の帳簿は、指定区域につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は様式第三十四号のとおりとする。

一～五　（略）

六　地下にある廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、当該廃棄物の数量

4　第一項の図面は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面

5・6　（略）

（土地の形質の変更の届出）

第十二条の三十五　法第十五条の十九第一項の規定による届出は、様式第三十五号による届出書を提出して行うものとする。

2　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一～七　（略）

八　石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面

（土地の形質の変更の届出）

第十二条の三十六　法第十五条の十九第一項本文の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　地下にある廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）

五・六　（略）

（既に土地の形質の変更に着手している者の届出）

第十二条の三十八　法第十五条の十九第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第三十五号による届出書を提出して行うものとする。

一～四　（略）

五　地下にある廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）

六～八　（略）

2　（略）

（土地の形質の変更の施行方法に関する基準）

第十二条の四十　法第十五条の十九第四項の環境省令で定める基準は、土地の形質の変更に当たり、生活環境の保全上の支障が生じないように次の各号に掲げる要件を満たすものであることとする。

一～八　（略）

九　水銀処理物又は廃水銀等処理物が地下にあることが法第十五条の十八第一項の指定区域台帳から明らかな場合には、土地の形質の変更により当該廃棄物に含まれる水銀の溶出による生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないよう必要な措置を講ずるものであること。

（指定区域台帳）

第十二条の三十四　（略）

2　（略）

3　第一項の帳簿は、指定区域につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は様式第三十四号のとおりとする。

一～五　（略）

六　地下にある廃棄物に石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、当該廃棄物の数量

4　第一項の図面は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面

5・6　（略）

（土地の形質の変更の届出）

第十二条の三十五　法第十五条の十九第一項の規定による届出は、様式第三十五号による届出書を提出して行うものとする。

2　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一～七　（略）

八　石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面

（土地の形質の変更の届出）

第十二条の三十六　法第十五条の十九第一項本文の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　地下にある廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）

五・六　（略）

（既に土地の形質の変更に着手している者の届出）

第十二条の三十八　法第十五条の十九第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第三十五号による届出書を提出して行うものとする。

一～四　（略）

五　地下にある廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）

六～八　（略）

2　（略）

（土地の形質の変更の施行方法に関する基準）

第十二条の四十　法第十五条の十九第四項の環境省令で定める基準は、土地の形質の変更に当たり、生活環境の保全上の支障が生じないように次の各号に掲げる要件を満たすものであることとする。

一～八　（略）

（新設）